

## 監督処分情報

### 1 処分を受けた建設者に関する事項

|                |  |
|----------------|--|
| 商号又は名称         | 松陽建設株式会社   |
| 主たる営業所の所在地     | 兵庫県高砂市   |
| 許可番号           | 兵庫県知事（特－２７）第４０３８８７号                              |
| 許可を受けている建設業の種類 | 土、建、大、左、と、石、屋、電、管、夕、鋼、筋、舗、しゅ、板、ガ、塗、防、内、絶、園、具、水、解 |

### 2 処分に関する事項

|             |  |
|-------------|--|
| 処分年月日       | 令和元年６月６日   |
| 根拠法令        | 建設業法第２８条第３項（同条第１項第３号該当）  |
| 処分の内容       | <p>建設業法第２８条第３項の規定に基づく営業の停止</p> <p>１ 停止を命じる営業の範囲<br/>建設業に係る営業の全部</p> <p>２ 期間<br/>令和元年６月２６日から令和元年６月２８日までの３日間</p>   |
| 処分の原因となった事実 | <p>松陽建設株式会社及びその従業員は、その業務に関し、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和４５年法律第１３６号）違反により、加古川簡易裁判所において、それぞれ罰金２０万円の略式命令を受け、平成３１年１月２４日にその刑が確定した。</p> <p>このことは、建設業法第２８条第１項第３号に該当する。</p> |